

平成 30 年 11 月 27 日

各 位

会 社 名 株式会社テノ、ホールディングス  
代表者名 代表取締役社長 池内 比呂子  
(コード番号：7037 東証マザーズ  
・福証Q-Board)  
問合せ先 取締役管理本部長 吉野 晴彦  
兼経営企画部長  
(TEL. 092-263-3550)

## 募集株式発行並びに株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

平成 30 年 11 月 27 日開催の当社取締役会において、当社普通株式の東京証券取引所マザーズ及び福岡証券取引所Q-Boardへの上場に伴う募集株式発行並びに株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

### 記

#### 1. 公募による募集株式発行の件

- (1) 募 集 株 式 の 数 当社普通株式 350,000 株
- (2) 募集株式の払込金額 未定（平成 30 年 12 月 4 日の取締役会で決定する。）
- (3) 払 込 期 日 平成 30 年 12 月 20 日（木曜日）
- (4) 増加する資本金及び 増加する資本金の額は、平成 30 年 12 月 12 日に決定される予  
資 本 準 備 金 定の引受価額を基礎として、会社計算規則第 14 条第 1 項に基  
に 関 する 事 項 づき算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計  
算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げ  
るものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増  
加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (5) 募 集 方 法 発行価格での一般募集とし、野村証券株式会社、三菱UFJモ  
ルガン・スタンレー証券株式会社、みずほ証券株式会社、FF  
G証券株式会社、西日本シティTT証券株式会社、岡三証券株  
式会社、株式会社SBI証券及びマネックス証券株式会社を引  
受人として、全株式を引受価額で買取引受させる。引受価額は  
発行価格と同時に決定するものとし、引受価額が払込金額を下  
回る場合は、この募集株式発行を中止する。
- (6) 発 行 価 格 未定（募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額以上の  
価格で仮条件を提示し、当該仮条件における需要状況等を勘案  
した上で、平成 30 年 12 月 12 日に決定する。）
- (7) 申 込 期 間 平成 30 年 12 月 13 日（木曜日）から  
平成 30 年 12 月 18 日（火曜日）まで
- (8) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (9) 株 式 受 渡 期 日 平成 30 年 12 月 21 日（金曜日）
- (10) 前記各項を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後  
の取締役会において決定する。
- (11) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出し届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

## 2. オーバーアロットメントによる株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 52,500株 (上限)
- (2) 売出人及び売出株式数 東京都中央区日本橋一丁目9番1号  
野村證券株式会社 52,500株 (上限)
- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向け売出しである。
- (4) 売 出 価 格 未定 (上記1. における発行価格と同一となる。)
- (5) 申 込 期 間 上記1. における申込期間と同一である。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記1. における申込株数単位と同一である。
- (7) 株 式 受 渡 期 日 上記1. における株式受渡期日と同一である。
- (8) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1. の募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

## 3. 第三者割当増資による募集株式発行の件

- (1) 募 集 株 式 の 数 当社普通株式 52,500株
- (2) 募集株式の払込金額 未定 (上記1. における払込金額と同一とする。)
- (3) 申 込 期 日 平成31年1月18日 (金曜日)
- (4) 払 込 期 日 平成31年1月21日 (月曜日)
- (5) 増加する資本金及び  
資 本 準 備 金  
に 関 する 事 項 増加する資本金の額は、平成30年12月12日に決定される  
予定の割当価格を基礎として、会社計算規則第14条第1項  
に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額  
とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数  
を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額  
は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額  
とする。
- (6) 割 当 方 法 割当価格で野村證券株式会社に割当てる。なお、割当価格が  
募集株式の払込金額を下回る場合は、この募集株式発行を中  
止する。
- (7) 割 当 価 格 未定 (上記1. における引受価額と同一とする。)
- (8) 申 込 株 数 単 位 100株
- (9) 前記申込期日までに申込みのない株式については、発行を打ち切るものとする。
- (10) 前記各項を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後  
の取締役会において決定する。
- (11) 上記2. に記載のオーバーアロットメントによる株式売出しが中止となる場合、本第  
三者割当増資も中止する。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出し届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

## 【ご参考】

### 1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

#### (1) 募集株式の数及び売出株式数

① 募集株式の数 普通株式 350,000株

② 売出株式数 普通株式 オーバーアロットメントによる売出し 52,500株

(※)

(2) 需要の申告期間 平成30年12月5日(水曜日)から

平成30年12月11日(火曜日)まで

(3) 価格決定日 平成30年12月12日(水曜日)

(発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件における需要状況等を勘案した上で決定する。)

(4) 募集・売出期間 平成30年12月13日(木曜日)から

平成30年12月18日(火曜日)まで

(5) 払込期日 平成30年12月20日(木曜日)

(6) 株式受渡期日 平成30年12月21日(金曜日)

(※) 上記のオーバーアロットメントによる売出しは、公募による募集株式発行に伴い、その需要状況を勘案し、野村証券株式会社が行う売出しであります。したがって上記のオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、野村証券株式会社が当社株主である池内比呂子(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成30年11月27日開催の取締役会において、野村証券株式会社を割当先とする当社普通株式52,500株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。

また、野村証券株式会社は、平成30年12月21日から平成31年1月11日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所又は福岡証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限(上限株式数)とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。

野村証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、野村証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

## 2. 今回の募集株式発行による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	1,110,000株
公募による増加株式数	350,000株
第三者割当増資による増加株式数	52,500株 (最大)
増加後の発行済株式総数	1,512,500株 (最大)

## 3. 増資資金の使途

今回の公募による募集株式発行における手取概算額 605,800 千円 (\*) は、第三者割当増資による募集株式発行における手取概算額上限 91,770 千円 (\*) と合わせて、公的保育事業における設備資金として全額を平成 31 年 12 月期中及び平成 32 年 12 月期中に充当する予定であります。

当社は、平成 31 年 12 月期に開設予定の認可保育所 (1 施設) に総額 274,640 千円 (不動産の建設工事代金に 204,660 千円、不動産の賃貸借に伴う敷金・保証金に 50,000 千円、その他什器設備等に 19,980 千円) 及び平成 32 年 12 月期に開設予定の認可保育所 (7 施設) に総額 2,450,000 千円 (不動産の建設工事代金に 2,100,000 千円、不動産の賃貸借に伴う敷金・保証金に 280,000 千円、その他什器設備等に 70,000 千円) の支払いを想定しており、その支払いのために本件で調達する資金全額を充当する予定であります。

なお、支払いは不動産の賃貸借に伴う敷金・保証金に対する支払い、不動産の建設工事代金の支払い、その他什器設備等への支払いの順を計画しており、具体的な充当期までは、安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

\*有価証券届出書提出時における想定発行価格 1,900 円を基礎として算出した見込額であります。

## 4. 株主への利益配分

### (1) 利益配分の基本方針

利益配分につきましては、将来の事業展開と財務体質強化のため必要な内部留保を確保しつつ、安定的な配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

### (2) 内部留保資金の使途

内部留保につきましては、新規保育園開設の建築資金等事業拡大に必要な投資に充当し、企業価値向上に努めてまいります。

### (3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

今回の増資後、配当の実施又は株式分割等を行うことにより、積極的に株主への利益還元を実施したいと考えておりますが、現時点においては、具体的内容について決定しておりません。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

(4) 過去の2決算期間の配当状況

	平成28年12月期	平成29年12月期
1株当たり当期純利益金額 (連結)	44.49円	87.06円
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	— (—)	— (—)
実績配当性向(連結)	—	—
自己資本当期純利益率(連結)	9.3%	16.0%
純資産配当率(連結)	—	—

(注) 1. 1株当たり当期純利益金額(連結)は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

2. 1株当たり配当額(1株当たり中間配当額)、実績配当性向(連結)及び純資産配当率(連結)については、配当を実施していませんので、記載していません。

3. 自己資本当期純利益率(連結)は、親会社株主に帰属する当期純利益を自己資本(期首・期末の平均)で除した数値であります。

4. 平成30年5月24日開催の取締役会決議により、平成30年6月29日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っておりますが、平成28年12月期の期首に当該分割が行われたものと仮定し、1株当たり当期純利益金額(連結)を算定しております。

5. ロックアップについて

上記1.の公募による募集株式発行に関連して、貸株人である池内比呂子並びに当社株主である株式会社夢源、土屋悦子、福士泉、吉野晴彦、古谷勇樹、古賀光雄及び田中隆一は、野村証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後90日目の平成31年3月20日までの期間中、野村証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等(ただし、上記2.のオーバーアロットメントによる株式売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等は除く。)は行わない旨合意しております。

また、当社株主であるジャフコSV4共有投資事業有限責任組合及び三菱UFJキャピタル5号投資事業有限責任組合は、野村証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後90日目の平成31年3月20日までの期間中、野村証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等(ただし、その売却価格が発行価格の1.5倍以上であって、野村証券株式会社を通して行う売却等は除く。)は行わない旨合意しております。

加えて、当社は野村証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後180日目の平成31年6月18日までの期間中、野村証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、上記1.の公募による募集株式発行、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及び上記2.のオーバーアロットメントによる株式売出しに関連し、平成30年11月27日開催の当社取締役会において決議された野村証券株

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

式会社を割当先とする第三者割当増資等は除く。)を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合であっても、野村証券株式会社はその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

## 6. 配分の基本方針

販売に当たりましては、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」及び証券会員制法人福岡証券取引所の「株券上場審査基準」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

(注) 「4. 株主への利益配分」における今後の利益配分に係る部分は、一定の配当などを約束するものでなく、予想に基づくものであります。

以 上

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。